

原議保存期間	3年(平成30年3月31日まで)
有効期間	一種(平成30年3月31日まで)

警視庁警備部長
警視庁公安部長
警視庁刑事部長 殿
警視庁組織犯罪対策部長
各道府県警察本部長
(参考送付先)

各管区警察局広域調整担当部長
庁内関係各課長

警察庁丁国テ発第266号、丁刑企発第45号
丁組企発第96号、丁国捜発第56号
丁備企発第116号、丁公発第91号
丁外事発第178号

平成27年7月31日
警察庁警備局外事情報部国際テロリズム対策課長
警察庁刑事局刑事企画課長
警察庁刑事局組織犯罪対策部組織犯罪対策企画課長
警察庁刑事局組織犯罪対策部国際捜査管理官
警察庁警備局警備企画課長
警察庁警備局公安課長
警察庁警備局外事情報部外事課長

国家戦略特別区域法における旅館業法の特例への対応について（通達）

旅館業法（昭和23年法律第138号）等の特例等を定める国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）及び国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99号）は平成26年4月1日に、当該特例に係る事業を実施することができる区域を定める国家戦略特別区域を定める政令（平成26年政令第178号）は同年5月1日に、それぞれ施行されているところであるが、この度、内閣府及び厚生労働省から、「外国人滞在施設経営事業の円滑な実施を図るための留意事項について（通知）」（平成27年7月31日付け府地創第270号、健発第0731第6号。以下「本通知」という。）が別添のとおり発出され、特区法第13条に規定する旅館業法の特例に係る事業（以下「外国人滞在施設経営事業」という。）の留意事項がまとめられた。

本通知の概要、留意事項等は下記のとおりであるので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、この通達は、厚生労働省と協議済みであることを申し添える。

記

1 本通知の趣旨

特区法における旅館業法の特例については、国際テロ、感染症のまん延、違法薬物の使用、売春等の違法行為の防止を図る観点を踏まえれば、認定事業者（特区法第13条第4項の認定事業者をいう。以下同じ。）が、旅館業法に基づく旅館等と同じ水準で滞在者の身元確認等を行うことが重要であることに鑑み、認定事業者において適切な措置が講じられるよう、本通知が発出されたもの。

2 本通知の概要

(1) 滞在者名簿の備付け等

認定事業者は、滞在者の氏名、住所及び職業並びにその国籍及び旅券番号を記載した滞在者名簿を備え、また、当該滞在者に旅券の呈示を求めるとともに、その写し及び滞在者名簿を3年以上保存すること。ただし、旅券の写しの保存により、当該滞在者に関する滞在者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の記載に代替しても差し支えない。

この際、認定事業者の求めにもかかわらず、当該滞在者が旅券の呈示を拒否する場合には、当該措置が国の指導により行われるものであることを説明して呈示を求め、更に拒否する場合には、最寄りの警察署に連絡するなど適切な対応を行うこと。

(2) 対面等による滞在者の確認

認定事業者は、滞在者による外国人滞在施設経営事業の用に供する施設（以下「外国人滞在施設」という。）の使用開始時及び終了時に、対面等により滞在者名簿に記載されている滞在者と実際の使用者が同一であることを確認すること。

(3) 警察官等への協力

認定事業者は、警察等の捜査機関の職員（以下「警察官等」という。）から、その職務上滞在者名簿及び旅券の写しの閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無にかかわらず、当該職務の目的に必要な範囲内で協力すること。

なお、この場合には、捜査関係事項照会書の交付がないときであっても、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第4号の場合に該当し、本人の同意を得る必要はないものと解すること。

また、滞在者に係る不審事案の有無に関する質問があった場合にも、積極的に協力すること。

(4) 警察署への通報

認定事業者は、契約期間中、滞在者の外国人滞在施設の使用状況を確認するとともに、挙動に不審な点が見られる場合には、速やかに最寄りの警察署に通報すること。

3 留意事項

(1) 認定事業者等の把握

認定事業者との協力体制を構築して管理者対策を確実に推進するため、都道府県の衛生主管部局と連携し、管内の認定事業者及び外国人滞在施設の把握に努めること。

(2) 認定事業者からの協力の確保

2(3)は、旅館業法における宿泊者名簿の閲覧と同様、認定事業者が、捜査関係事項照会書の交付を受けない場合であっても、警察官等の職務の目的に必要な範囲内において、当該警察官等に滞在者名簿を閲覧させることができることを明確にしたものである。よって、認定事業者との協力関係の構築・維持にも留意しつつ、必要に応じて滞在者名簿の閲覧を求めるなど、外国人滞在施設における捜査や不審者の発見等を効果的・効率的に推進すること。

(3) 認定事業者から通報を受けた場合の適切な対応

2(4)等により認定事業者から滞在者の不審動向に関する通報を受けた場合には、当該認定事業者、都道府県の衛生主管部局等と連携し、適切に対処すること。

府地創第270号
健発0731第6号
平成27年7月31日

各

都道府県知事
政令市市長
特別区区長

 殿

内閣府地方創生推進室長
厚生労働省健康局長
(公 印 省 略)

外国人滞在施設経営事業の円滑な実施を図るための留意事項について
(通知)

国家戦略特別区域法（平成25年法律第107号。以下「特区法」という。）における旅館業法（昭和23年法律第138号）の特例については、近年の諸国におけるテロ事案の発生状況及び感染症のまん延の防止を図る観点や近隣住民とのトラブルを防止する観点などから、認定事業者（特区法第13条第4項の認定事業者をいう。以下同じ。）においては、旅館業法に基づく旅館等と同等の水準で滞在者の身元を確実に確認できるような措置を講じておくとともに、施設の近隣の住民の不安を除去するための措置を講じておくことが重要である。

このため、今般、上記の観点からの外国人滞在施設（同項の認定事業の用に供する施設をいう。）に対する留意事項を下記のとおりまとめたので、各認定事業者において、適切な対応がとられるよう、必要な対応を図られたい。

なお、特区法第13条第1項のとおり、本施設は、外国人旅客の滞在に適した施設として、賃貸借契約及びこれに付随する契約に基づき一定期間以上滞在し、外国人旅客の滞りに必要な役務が提供される施設であり、こうした趣旨に沿って適正な施設の運営が確保される必要があるので、改めて御了知願いたい。

なお、本通知については、警察庁と協議済みであることを申し添える。

記

- 1 テロ対策、感染症対策及び違法薬物の使用や売春などの施設における違法な行為の防止の観点から、事業の実施に当たっては、以下に掲げる点に十分に留意すること。
 - (1) 認定事業者は、別紙の滞在者名簿を備え、滞在者の氏名、住所及び職業並びにその国籍及び旅券番号を記載すること。その際、記載の正確性を担保する観点から当該滞在者に旅券の呈示を求めるとともに、旅券の写しを滞在者名簿とともに保存すること。なお、これにより、当該滞在者に関する滞在者名簿の氏名、国籍及び旅券番号の記載に代替しても差し支えないものとする。
 - (2) 認定事業者は、滞在者が施設の使用を開始する時に、対面（又は滞在者が実際に施設に所在することが映像等により確実に確認できる方法）により、滞在者名簿に記載されている滞在者と実際に使用する者が同一の者であることを確認すること。
 - (3) 認定事業者は、契約期間中に、滞在者本人が適切に施設を使用しているかどうかについて、状況の確認を行うとともに、挙動に不審な点が見られる場合や違法薬物の使用や売春などの法令に違反する行為が疑われる場合には、速やかに最寄りの警察署に通報すること。
 - (4) 認定事業者は、滞在者が施設の使用を終了する時にも、対面（又は滞在者が実際に施設に所在することが映像等により確実に確認できる方法）により、滞在者名簿に記載されている滞在者と実際に使用した者が同一の者であることを確認すること。
 - (5) 滞在者名簿は3年以上保存すること。
 - (6) 認定事業者の求めにもかかわらず、当該滞在者が旅券の呈示を拒否する場合には、当該措置が国の指導により行うものであることを説明して呈示を求め、更に拒否する場合には、当該滞在者は旅券不携帯の可能性があるものとして、最寄りの警察署に連絡する等適切な対応を行うこと。

(7) 警察等の捜査機関の職員（以下「警察官等」という。）から、その職務上滞在者名簿（上記(1)の旅券の写しを含む。）の閲覧請求があった場合には、捜査関係事項照会書の交付の有無にかかわらず、当該職務の目的に必要な範囲内で協力すること。なお、この場合には、捜査関係事項照会書の交付がないときであっても、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第23条第1項第4号の場合に該当し、本人の同意を得る必要はないものと解すること。また、滞在者に係る不審事案の有無に関する警察官等の質問に対しては、積極的に協力すること。

(8) 立入検査権限については、特定認定（特区法第13条第1項の認定をいう。以下同じ。）の取消事由への該当性を判断するという目的に限ったものであれば、条例により規定することは可能であること。

2 近隣住民の不安を除去する観点から、事業の実施に当たっては、以下に掲げる点に十分に留意すること。

(1) 認定事業者は、事前に、施設の近隣住民に対し、当該施設が国家戦略特別区域外国人滞在施設経営事業に使用されるものであることについて、適切に説明し、近隣住民の理解を得るよう努めること。

(2) 認定事業者は、近隣住民からの苦情等の窓口を設置し、近隣住民に周知するとともに、近隣住民からの苦情等に対しては適切に対応すること。

(3) 認定事業者は、施設の滞在者に対し、使用開始時に、以下の点を含めた施設使用の際の注意事項を説明すること。

ア 施設に備え付けられた設備の使用方法

イ 廃棄物の処理方法

ウ 騒音等により周囲に迷惑をかけること。

エ 火災等の緊急事態が発生した場合の通報先及び初期対応の方法（防火、防災設備の使用方法を含む。）

(4) 認定事業者は、以下の点を含めた必要な措置を講じること。

ア 廃棄物の処理方法

イ 火災等の緊急事態が発生した場合の対応方法

(5) 上記(3)については、国家戦略特別区域法施行令（平成26年政令第99

号) 第3条第5号(「施設の使用方法に関する外国語を用いた案内、緊急時における外国語を用いた情報提供その他の外国人旅客の滞在に必要な役務を提供すること。」)に含まれるものであること。また、上記(1)、(2)及び(4)については、厚生労働省関係国家戦略特別区域法施行規則(平成26年省令第33号)第3条第6号(「提供する外国人旅客の滞在に必要な役務の内容及び当該役務を提供するための体制」)に含まれ得るものとして、いずれも申請書にこれらの具体的内容を記載させることが可能であること。

3 特区法を適正に執行するという観点から、特区法第13条第9項の特定認定の取消しに当たっては、以下に掲げる点に十分に留意すること。

特定認定の取消しは、特区法第13条第9項各号に抵触する場合に限られるが、施設の滞在者に対する廃棄物の処理方法の周知等滞主に必要な役務の提供が適切になされていない場合や苦情対応が適切になされない場合には、申請書の記載内容が適切に履行されていないものとして行政指導の対象となるとともに、これらの措置が適切に履行されていないことにより、例えば、近隣住民とのトラブルから外国人滞在施設経営事業が円滑に実施できなくなり、その結果として施設の滞在者の平穏な滞主に支障が生じるに至った場合など国家戦略特別区域法施行令第3条第5号の「外国人旅客の滞主に必要な役務を提供すること」という要件に該当しなくなると判断できる場合は、取り消し得ること。

滞 在 者 名 簿

滞在期間
年 月 日 ~ 年 月 日 日間
氏 名
住 所
職 業
国 籍
旅券番号

※ 必要に応じて項目を追加可能